

岩美町水産多面的機能発揮対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩美町補助金等交付規則（平成11年岩美町規則第5号。以下「規則」という。）第26条の規定に基づき、岩美町水産多面的機能発揮対策事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、漁業者や町民等が取り組む岩美町沿岸域における藻場の造成等の実践活動を支援し、町民参加により豊かな岩美町沿岸域環境の維持、向上を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 町は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対して、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）に15/100を乗じた額（ただし、同表の第4欄に掲げる額の範囲内の額）以下とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、原則として、補助事業を実施する日の20日前までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更等)

第7条 規則第10条第1項の町長の定める軽微な変更は、補助対象経費の増額以外の変更とし、変更承認を要しないものとする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 補助事業の完了の日から30日を経過する日又は補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日。

(2) 補助事業の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日。

2 規則第17条の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 上限額
鳥取県水産多面的機能発揮対策事業	水産多面的機能発揮対策事業実施要領（平成25年5月16日25水港第124号農林水産事務次官依命通知）第6により設置した地域協議会	地域協議会が対象活動組織に対し本事業を実施するために交付する経費。 ただし、水産多面的機能発揮対策事業交付金実施要領の運用（平成25年5月16日付け25水港第125号水産庁長官通知。以下「国運用」という。）別表1の1（環境・生態系保全）に掲げる活動内容に限る。	国運用別表2のIの1により定められた国の交付に連携し地方公共団体が地方単独事業として実施する場合の交付単価に15/100を乗じた額。